

岡山県知事が所轄する通信制の課程を置く私立高等学校（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置する高等学校をいい、同法人が設置する中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の設置、私立高等学校の通信制の課程の設置（通信制の課程における学科の設置を含む。）、通信制の課程の収容定員に係る学則の変更及び通信制の課程に係る学則の変更（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。）の認可に係る審査については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）、高等学校通信制教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）その他の法令の規定によるほか、次に定める基準により行うものとする。

一 立地条件について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設等の教育にふさわしくない施設が実施校（高等学校通信制教育規程第三条第一項に規定する実施校をいう。以下同じ。）及び通信教育連携協力施設（同項に規定する通信教育連携協力施設をいう。以下同じ。）の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

二 名称について

- (一) 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同一又は紛らわしいものでないこと。
- (二) 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。
- (三) 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。

三 規模について

- (一) 実施校の収容定員は、生徒の教育環境及び教育の質を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込み及び実施校以外の当該教育区域における通信制課程の収容定員の状況に加え、実施校が用意をしている指導体制、施設、設備等を踏まえた適切な数であり、かつ、生徒の確保が十分可能なものであること。
- (二) 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。
- (三) 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

四 通信教育を行う区域について

- (一) 通信教育を行う区域は、面接指導、試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- (二) 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、実施校の設置者は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込み等を踏まえた当該都道府県の意向を文書で確認し、その意向を反映しなければならないこと。

五 教職員組織について

- (一) 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は専任で置くことが原則であるが、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。また、実施校に置く教職員は、通信制課程において特色ある教育を行う上で他校の協力を求める場合など教育上必要と認められる場合は、他の学校の教職員と兼ねることができること。
- (二) 実施校において編制する教育課程の実施に当たっては、必要な各教科の免許状を取得している教員が配置されていること。
- (三) 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。
- (四) その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。
- (五) 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。
- (六) 養護教諭、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めること。
- (七) 教職員について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）に基づく措置を講じるとともに、設置者が実施校と異なる学習等支援施設を設ける場合には、同法に基づく認定を受けた事業者であること。

六 施設及び設備について

- (一) 実施校の施設及び設備は、長期的かつ安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- (二) 実施校の校舎面積は、原則として千二百平方メートル以上とすること。
- (三) 教室（普通教室、特別教室等をいう。）、図書室、保健室及び職員室を備え、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。
- (四) 特別教室には、実施校の教育課程に規定される各教科・科目等の面接指導に必要な実験、実習等のための施設及び設備を備え、保健体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

七 通信教育連携協力施設について

(一) 通信教育連携協力施設

- ア 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設（高等学校通信制教育規程第三条第一項第一号に規定する面接指導等実施施設をいう。以下同じ。）と学習等支援施設（同項第二号に規定する学習等支援施設をいう。以下同じ。）を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員等の必要な事項を記載すること。
- イ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設がウからカまで並びに(二)及び(三)の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。
- ウ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を確認するとともに、当該基準を満たすこと。
- エ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設との連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導及び支援を行うよう努めること。ただ

し、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。

オ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項、パンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育及び通信教育連携協力施設が独自に行う活動の区別並びに当該教育及び活動に係る費用の区別について明記するとともに、生徒及びその保護者等に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

カ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設との連携協力について担当する教職員を実施校に配置し、定期的に当該通信教育連携協力施設を訪問するなど、適切な連携協力関係の確保に努めること。

(二) 面接指導等実施施設

ア 面接指導等実施施設は、添削指導、面接指導、試験、生徒の成績評価、単位認定等に係る業務を行う場合は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。

イ 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とし、生徒の通学可能区域に本校がなく実施校の分校又は協力校を設けることができないなど特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第五十五条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができる。

ウ 面接指導等実施施設の指導体制、施設、設備等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導、試験等を適切に実施することができるものであること。

エ 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察、実験、実習、実技等を行う必要のある各教科・科目等の面接指導を行う場合においては、当該面接指導に必要な施設、設備、運動場等を確保すること。

オ 面接指導等実施施設の施設及び設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。

(三) 学習等支援施設

ア 学習等支援施設は、生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附帯する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であり、添削指導、面接指導及び試験並びにこれらの評価に係るものについては実施できない。

イ 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。

ウ 実施校の設置者は、学習等支援施設との関係についてその役割の範囲を明確にし、実施校の教育活動と当該施設の活動が区別されるよう措置を講じること。

エ 学習等支援施設は、教育又は支援を適切に実施する上で定員等に応じた必要な施設及び設備を有し、かつ、教員又はサポートに必要な専門知識を有する者を配置していること。また、実施校の教職員が、施設を定期的に訪問するなど適切な協力及び連携が図られる体制を確保すること。また、必要に応じて実施校と連携してスクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーを活用した教育又は支援ができる体制の確保に努めること。

八 通信教育の方法等について

(一) 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）等に基づき、適切に実施すること。

(二) 実施校の設置者は、次に掲げる要件を満たす体制を整えること。

ア 添削指導、面接指導及び試験並びにこれらの評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が直接行うこと。特に面接指導等実施施設を設けて行う場合は、実施校の校長の監督の下で

行うこと。

イ 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準を踏まえた十分な指導回数を確保すること。

ウ 添削指導に用いる課題については、知識及び技能のみならず、思考力、判断力、表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

エ 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導等実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この場合において、少人数で行うことを基本とし、四十人を超えてはならない。

オ 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量及び質を確保して行うこと。

(三) 実施校の校長は、高等学校通信教育規程第四条の三各号に掲げる事項を記載した通信教育実施計画を作成し、生徒に対してあらかじめ明示するとともに、広く一般に公開すること。通信教育連携協力施設を設ける場合は、当該施設ごとに通信教育実施計画を作成すること。

九 入学者選抜の日程

実施校は、入学者選抜及びその結果の公表を、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる時期に行うよう配慮すること。

十 その他

(一) 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第十三条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第八条第一項に規定する消防計画、学校保健安全法第五条に規定する学校保健計画、同法第二十七条に規定する学校安全計画、同法第二十九条第一項に規定する危険等発生時対処要領等の法令上作成することが義務付けられている計画等を作成すること。

(二) 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第十四条第一項に規定する情報の公表を行うこと。公表に当たっては、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法及び内容、授業料及び入学料等の費用その他の情報について、生徒及びその保護者等に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和八年九月一日から施行する。ただし、第五の（七）の規定については、令和八年十二月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後にされる通信制の課程を置く私立高等学校の設置、私立高等学校の通信制の課程の設置又は学科の設置、通信制の課程の収容定員に係る学則の変更及び広域の通信制の課程に係る学則の変更の認可の申請（設置計画書の提出を含む。）に対する審査に適用し、同日前にされた通信制の課程を置く私立高等学校の設置等の認可の申請（設置計画書の提出を含む）に対する審査については、適用しない。

3 この告示の施行の際現に設置され、又は認可の申請が行われている私立高等学校の通信制の課程について、実施校の設置者は、この告示に定める基準を参酌して適切な学校運営に努めるものとする。